

1 制限措置等

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	第14条第1項第1号 継続	第14条第1項第4号 承継
1	落網	1	定めなし	定めなし	別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県岩国市（同市通津、旧玖珂郡由宇町除く）に漁業根拠地を有する者または漁業協同組合のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者		
2	小型機船底びき網手繰第一種（小手繰網）	1	5トン未満		別記2	1月1日から 9月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第二種（大島水道を操業区域とする餌びき網）の許可を有しない者	○	○

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	第14条第1項第1号 継続	第14条第1項第4号 承継
3	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）	1	5トン未満		別記2	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第二種（大島水道を操業区域とする餌びき網）の許可を有しない者	○	○
4	小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）	1	5トン未満		別記3	12月7日から翌年4月19日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	第14条第1項第1号 継続	第14条第1項第4号 承継
5	きす流刺し網	1	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市（旧玖珂郡大島町に限る）、岩国市及び大島郡周防大島町（旧大島郡橘町安下庄及び旧大島郡大島町除く）、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
6	ぼら罎刺し網	1	5トン未満	定めなし	別記4	4月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市（大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1から6に係るもの
令和6年12月25日から令和7年1月24日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1に係るもの
5年
- ・ 整理番号2から6に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記 1】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点 A 岩国市通津波の浦水路出口中央点に設置した標識

点イ 基点 A から 26 度 1, 430 メートルの点

点ロ 基点 A から 41 度 1, 175 メートルの点

点ハ 基点 A から 6 度 625 メートルの点

点ニ 基点 A から 355 度 1, 027 メートルの点

【別記 2】

山口県内海 ただし、次の 1 の海域にあっては、基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）の各点を順次に結んだ線と基点（シ）と（ス）の間における大分県東国東郡姫島村姫島の周辺最大高潮時海岸線から 8, 000 メートルの距離の線及び基点（ス）、（セ）、（ソ）の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とし、2 の海域にあっては基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）の各点を順次に結んだ線、基点（ソ）、（タ）、（チ）の各点を順次に結んだ線及び基点（ツ）、（テ）を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とする。

1 の海域とは次の基点（ソ）、（セ）、（ス）、（タ）の各点を順次に結んだ線以西の周防灘海域をいう。

（ア）山口県下関市火ノ山下潮流信号所

（イ）（ア）と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結ぶ線の中央点

（ウ）山口県下関市長府宮崎町串崎東端から 173 度 1, 530 メートルの点

（エ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点

（オ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（北緯 33 度 59 分 42 秒東経 131 度 8 分 1 秒）とを結ぶ線の中央点

（カ）福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

（キ）福岡県行橋市簗島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本

山岬南端とを結んだ線の中央点

- (ク) 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港3号防波堤灯台とを結んだ線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結んだ線との交点
- (ケ) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点（大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から296度20分80メートルの点）から6度15分の線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市長崎鼻突端とを結んだ線との交点
- (コ) 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結んだ線との交点
- (サ) 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結んだ線と、大分県宇佐市長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結んだ線との交点
- (シ) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、(コ)の点と(サ)の点とを結んだ線の延長線との交点
- (ス) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線との交点
- (セ) 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線と(ソ)と(タ)とを結んだ線との交点
- (ソ) 山口県光市大字室積村杵崎西端
- (タ) 大分県国東市国東町富来港灯台

2の海域とは次の基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）の各点を順次に結んだ線以東の伊予灘海域をいう。

- (ア) 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- (イ) 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- (ウ) (イ)と(オ)を結んだ線上(イ)から5,000メートルの点
- (エ) (イ)と(オ)を結んだ線上(オ)から8,000メートルの点
- (オ) 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端

- (カ) 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から8,000メートルの点
- (キ) 愛媛県西宇和郡伊方町襖鼻と山口県熊毛郡上関町八島平根崎を結んだ線上襖鼻から8,000メートルの点
- (ク) 愛媛県八幡浜市保内町夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島洲崎を結んだ線上夢永岬から8,000メートルの点
- (ケ) 愛媛県大洲市長浜町肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から8,000メートルの点
- (コ) 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点と愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- (サ) 愛媛県大洲市長浜町青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- (シ) 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端を結んだ線の中央点
- (ス) 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点
- (セ) 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻北端
- (ソ) 山口県大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- (タ) 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- (チ) 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- (ツ) 山口県下松市洲鼻突端
- (テ) 山口県下松市瀬戸岬北端

【別記3】

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線（M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。）、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

B 柳井市ハンドウ島西端

C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

- D 柳井市平郡島蛇の池西側角
- E 熊毛郡上関町横島南端
- F 柳井市平郡島櫛崎南端
- G 柳井市掛津島松節鼻東端
- H 柳井市平郡島盛鼻北東端
- I 熊毛郡上関町八島南端
- J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上
- K 大島郡周防大島町沖家室島西端
- L 愛媛県大洲市青島南西端
- M 大島郡周防大島町上荷内島南端
- N 大島郡周防大島町沖家室島南端
- O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端
- P 大島郡周防大島町立島南西端
- Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上
- R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端
- S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- T 大島郡周防大島町笹島東端
- U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端
- V 愛媛県松山市由利島西端
- W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端
- X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端
- Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端
- Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端
- A' 愛媛県松山市二神島南西端
- B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端
- C' 岩国市柱島新宮鼻東端
- D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端
- E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端
- F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端
- G' 広島県大竹市安芸白石灯標
- H' 愛媛県松山市竹の子島頂上
- I' 岩国市由宇町甲島頂上
- J' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻南端
- K' 広島県大竹市玖波356高地
- L' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第2標石
- M' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第1標石
- N' 玖珂郡和木町大和橋の中央点
- O' 玖珂郡和木町大和橋の右岸下流端
- P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端

- Q' 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端
- R' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋右岸下流端
- S' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋左岸下流端
- T' 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
- U' 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
- V' 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
- W' 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
- X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Y' 柳井市阿月池の浦水窪東端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ EとFとを結んだ線の中央点
- ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点
- ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点
- ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点
- へ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点
- ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点
- チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点
- リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点
- ヌ RとVとを結んだ線とJとWとを結んだ線との交点
- ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点
- ヲ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点
- ワ WとA'とを結んだ線の中央点
- カ JとB'とを結んだ線とC'とD'とを結んだ線との交点
- 点
- ヨ C'とD'とを結んだ線とE'とF'とを結んだ線との交点
- タ E'とF'とを結んだ線とG'とH'とを結んだ線との交点
- レ G'とH'とを結んだ線とI'とJ'とを結んだ線との交点
- ソ I'とK'とを結んだ線とM'からL'を見通した線との交点
- ツ X'から90度80メートルの点
- ネ Y'から90度80メートルの点

【別記 4】

次の A 線及び B 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口
県内海

A 線 次のイとロを結んだ線とロから 180 度の線の二直線
による線

イ 宇部市大字東岐波月崎南端

ロ イと山口市竹島南西端とを結んだ線と同市秋穂二島
幸崎西端と同市深溝藤尾鼻東端とを結んだ線の中央点
から 183 度の線との交点

B 線 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識か
ら 180 度の線